

労働安全衛生法第 60 条に基づく

第2回「職長教育」のご案内

一般社団法人 足利労働基準協会

日頃より、当協会の運営に特段のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

職長は、「作業中の労働者を直接指揮・監督し、職場の安全・衛生を確保する立場にある」ことから、労働安全衛生法第 60 条により、安全衛生のための教育を事業者に義務付けている重要な教育です。2023 年 4 月からは、法改正により、食料品・製造業の一部・出版製造業・印刷加工業でも実施が義務付けられたほか、教科に労働安全衛生マネジメントシステムの中核であるリスクアセスメントが追加され、職長に対する現場でのマネジメント力向上への期待が大きくなりました。

新たに職長になられた方、職長等の立場でまだこの教育を受けていない方は、事業場の安全衛生の確保・向上のために、ぜひ受講されることをお勧めします。(なお、この教育は建設業の安全衛生責任者教育は兼ねていませんのでご了承ください)

【教育内容】(労働安全衛生規則に規定するカリキュラム)

- (1) 作業手順の進め方、作業方法の改善、労働者の適正な配置の方法等
- (2) 指導及び教育の方法、作業中における監督及び指示の方法
- (3) 危険性又は有害性等の調査の方法、結果に基づき講ずる措置(リスクアセスメント)
- (4) 異常時における措置、災害発生時における措置等

記

1 日時 令和7年2月26日(水) 9:00~16:00
2月27日(木) 9:00~16:00

2 会場 地場産センター小ホール(足利市田中町 32-11)

3 受講料 16,500円

※当協会の会員以外の方は、規定の金額に手数料として 3,300円が加算されます。

※受講料には、テキスト代などの諸経費及び消費税が含まれています。

4 申込期間 令和6年12月2日(月)~令和7年2月12日(水) 定員40名(申込順)

5 申込方法 ホームページから直接お申し込みください。

※詳しいことは、ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】

一般社団法人足利労働基準協会事務局

TEL73-6660 Fax73-9555